# 第 247 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日　　時　令和 7 年 5 月 26 日(月) 午前 9 時 00 分～ 午前 10 時 00 分

2. 場　　所　横田庁舎 大会議室

3. 出席委員 ( 34名 )

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1番 恩田 洋一 | 2番 石原 隆幸 | 3番 藤原 寿成 | 6番 古田川光彦 |
| 7番 永濱 孝之 | 8番 安部 治美 | 9番 石原 博 | 10番 高橋 正敏 |
| 11番 藤原 克己 | 12番 和久利 勝 | 13番 石原 敬士 | 14番 和久利 健 |
| 15番 立石 覚 | 16番 大坂 茂 | 17番 安部 傭造 | 19番 藤井 卓 |
| 20番 八澤 幹夫 | 21番 森合 健一 | 22番 藤原 昭則 | 25番 石原 宏二 |
| 26番 賀元 亨 | 30番 山田 幸則 | 31番 白名貴美子 | 32番 嵐谷 行徳 |
| 33番 新田 昭喜 | 35番 淺野 保男 | 36番 川西 雄二 | 37番 小池 俊彦 |
| 38番 堀尾 敏久 | 39番 大塚 真人 | 40番 安部 秀男 | 41番 梅木 達也 |
| 42番 松島 昭夫 | 43番 原田 二朗 | | |

4. 事務局又は説明者

農業委員会　事務局長補佐　石原　ゆう子

5. 欠席委員 (8名)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 4番 藤原 康正 | 5番 岩田 孝史 | 18番 金倉 弘美 | 23番 渡部 雅一 |
| 24番 佐藤 昌利 | 28番 藤原 修 | 29番 藤原 功 | 34番 卜藏 秀夫 |

6. 議事日程

日程第１号　議事録署名委員の指名

日程第２号　報告第１号　農地の合意解約に関する届出について

報告第２号　農地利用集積計画の承認の取消しについて

議案第１号　非農地証明交付申請の承認について

議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について

議案第３号　農地利用集積等促進計画の承認について（一括契約）

議案第４号　奥出雲農業振興地域整備計画の変更について

その他

7. 議事

| 発信者 | 議事要旨 |
|---|---|
| 議長<br>（17番） | ただいまより、奥出雲町農業委員会第247回総会を開催いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者は4番　藤原委員、5 番　岩田委員、18番　金倉会長。出席者は18名中15名、過半数に達しており本日の総会は成立いたします。<br>次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条第3号の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、7 番　永濱委員、8番　安部委員にお願いをいたします。<br>本日上程いたします議題は日程のとおりであります。報告第 1 号からその他まで順次行います。<br>それでは議事に入ります。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出について上程いたします。事務局説明して下さい。 |
| 事務局 | 報告第1号、農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和7年5月26日提出、奥出雲町農業委員会会長。<br><br>番号1、農地の所在　■■■■番、外 4 筆。地目は登記簿/現況ともに田。合計面積 6,863 ㎡。賃貸人　○○○○、住所　▲▲▲▲番。賃借人株式会社　□□□□、住所　●●●●番。解約届出日/解約成立日/土地引渡時期いずれも令和7年4月14日。<br>以上です。 |
| 議長 | 事務局説明が終わりました。報告事項ですので質疑等は行いません。<br>次に報告第2号、農業経営基盤法強化促進法に基づく農地利用集積等促進計画の承認の取消しについて上程いたします。事務局説明をお願いします。 |
| 事務局 | 3月総会の議案第3号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてということで、上程した番号76　△△△△氏と農事組合法人■■■■の件につきまして、○○○○番の筆は契約しないものでありましたが、議案に筆が出ておりました。これは、奥出雲町農業公社から申請書の提出があった際に誤って記載されたことによるものです。<br>申請書類の記載の誤りということで、会長に確認の上、取消しの承認までとはせず、報告とさせていただいております。<br>以上です。 |
| 議長 | 事務局説明が終わりました。報告事項ですので質疑等は行いません。<br>次に議案第1号、非農地証明交付の承認について上程いたします。<br>事務局説明をお願いします。 |
| 事務局 | 議案第1号、農地法第2条第1項の規定により、下記農地の非農地証明申請があったので意見を求める。令和7年5月26日提出、奥出雲町農業委員会会長。<br><br>番号1　農地の所在　▲▲▲▲番、外1筆、地目は登記簿が田、現況は原野。合計 2,481 ㎡、権利種別　非農地証明、所有者氏名　□□□□外1名、●●●●在住。非農地の事由、5年位前から耕作を放棄した。現地調査につきましては、4月25日に△△△△地区の農業委員、推進委員の方5名で実施しました。資料1に地図を載せておりますのでご覧ください。現地の状況は、▲▲▲▲番の田は、申請地全体に草が生い茂っていました。■■■■番の田は、大木が生え完全に根が付き、申請地全体に草が生い茂っていました。防護柵が設置してあり、申請地の中心まで入れず現地まで行くことができませんでした。 |

| | |
|---|---|
| 事務局 | 番号2　農地の所在　○○○○番、外1筆、地目は登記簿が田と畑、現況　山林。面積合計1,820 ㎡、権利種別　非農地証明。所有者氏名　▲▲▲▲、住所　□□□□番。非農地の事由、昭和30年頃から耕作不便のため耕作を放棄した。山林化している。<br>現地調査につきましては、4月23日に●●●●地区の農業委員、推進委員の方3名で実施しました。資料2の1と資料2の2として地図を載せておりますので、ご覧ください。現地の状況は、○○○○番は△△△△から脇に入った山の中にあり、完全に山林化していました。奥に深い形状で、入口から奥に向けて草木や笹が生い茂っていたため、中まで入ることができませんでした。■■■■番は、背丈の高い木や、笹に覆われ山林化していました。また、1本の大木が倒れており、耕作できる農地ではありませんでした。<br><br>番号3　農地の所在　○○○○番、外2筆、地目は登記簿が田と畑、現況　原野。面積合計860 ㎡、権利種別　非農地証明、所有者氏名　▲▲▲▲、住所　□□□□番。非農地の事由、水源が乏しく、20年以上前から耕作していないため、原野化している。<br>現地調査につきましては、4月22日に●●●●地区の農業委員、推進委員の方3名で実施しました。資料3に地図を載せておりますのでご覧ください。現地の状況は、△△△△番、■■■■番は水が引けず荒れ地になっており、今後も水は引けないと思われました。○○○○番は、山林化しており、高い木や笹が茂っておりました。<br><br>番号4、農地の所在　○○○○番、外 1 筆。地目は、登記簿が畑、現況は山林。面積合計557 ㎡。権利種別、非農地証明。所有者氏名　▲▲▲▲。住所　□□□□番、非農地の事由、昭和 45 年頃から耕作不便のため、耕作を放棄した。大木が生え山林化している。<br>現地調査につきましては、4月22日に●●●●地区の農業委員、推進委員の方3名で実施しました。現地は、大木が多数生え、山林となっておりました。資料 4 に地図を載せておりますので、ご覧ください。<br><br>番号5、農地の所在　△△△△番、1筆、登記簿　畑、現況　原野、面積 115 ㎡。権利種別非農地証明、所有者氏名　■■■■、○○○○在住。非農地の事由　耕作不便のため、昭和30年頃から耕作を放棄した。現在、原野化している。現地調査につきましては、4月30日に▲▲▲▲地区の農業委員、推進委員の方3名で実施しました。現地は、大人の背丈ほどの草木、笹が生い茂り立ち入れないような状態でした。奥の山側には、背丈の高い木が乱立しており、陽当たりもよくありませんでした。資料5に地図を載せておりますのでご覧ください。<br>以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。 |
| 議長 | 事務局説明が終わりました。続いて、番号1の補足説明を21番森合委員、お願いします。 |
| 21番 | 1番について補足説明を、21番森合がさせていただきます。<br>4月25日の総会後、現地確認は、農業委員2名、推進委委員3名、事務局1名で確認しました。説明がありましたとおり、資料 1 の現場です。内容につきましても、説明のとおり原野化しておりました。木、草等が生い茂っており、これ以上耕作ができないと判断いたしますので、ご審議の程よろしくお願いします。 |
| 議長 | 補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。<br>質疑ございませんか。<br>(なしの声)<br>承認することに異議ございませんか。<br>(はいの声)<br>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。<br>挙手全員、よって議案第1号番号1について承認することに決しました。<br>続いて番号2について、10番高橋委員、補足説明をお願いします。 |

| | |
|---|---|
| 10番 | 番号２について、10番高橋が補足説明をいたします。<br>推進委員２名、事務局1名、農業委員１名で現地の確認をいたしました。現地は山林化しており、農地として適さない状態になっております。ご審議の程よろしくお願いいたします。 |
| 議長 | 補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。<br>質疑ございませんか。<br>(なしの声)<br>承認することに異議ございませんか。<br>(はいの声)<br>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。<br>挙手全員、よって議案第1号番号２について承認することに決しました。<br>続いて番号３について、２番石原委員、補足説明をお願いします。 |
| 2番 | 番号３について、２番石原が補足説明をいたします。<br>事務局説明のとおりではありますが、おそらく□□□□農道が通る際に、残地として残った畑や田んぼで、面積のわりに、ほとんどが法面であること、東西に大きな山があり耕作には不向きな土地で、現在原野化しており、非農地であると思われます。<br>ご審議の程よろしくお願いします。 |
| 議長 | 補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。<br>質疑ございませんか。<br>(なしの声)<br>承認することに異議ございませんか。<br>(はいの声)<br>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。<br>挙手全員、よって議案第1号番号３について承認することに決しました。<br>続きまして、番号4について36番川西委員、補足説明をお願いします。 |
| 36番 | 36番　川西が、番号4の補足説明をします。<br>4月22日に、●●●●さんの案内のもと、農業委員２名、推進委員１名、事務局１名で現地確認を行いました。非農地申請の畑について事務局の説明のとおり、畑への現況復旧は困難ではないかと推測いたしました。ご審議の程よろしくお願いします。 |
| 議長 | 補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。<br>質疑ございませんか。<br>(なしの声)<br>承認することに異議ございませんか。<br>(はいの声)<br>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。<br>挙手全員、よって議案第1号　番号4について承認することに決しました。<br>続きまして番号5について、41番梅木委員補足説明をお願いします。 |
| 41番 | 41番　梅木が番号5の補足説明をします。<br>現地は、人の背の高さほどの草木が生えておりまして、原野化しており、周りは大木が生え陽当たりが良くない場所です。現況を戻すにも、面積からして非効率で、やむを得ないと思われる |

| | |
|---|---|
| 41番 | と、農業委員、推進委員、事務局で確認いたしました。以上です。 |
| 議長 | 補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。<br>質疑ございませんか。<br>(なしの声)<br>承認することに異議ございませんか。<br>(はいの声)<br>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。<br>挙手全員、よって議案第1号　番号5について承認することに決しました。<br>次に議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局説明をお願いします。 |
| 事務局 | 議案第2号、農地法第 3 条第の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和7年 5 月 26 日提出、奥出雲町農業委員会会長。<br><br>番号 1　農地の所在　△△△△番、外4筆、地目は登記簿、現況ともに畑。面積は665㎡ほかで計 3,378 ㎡です。権利種別　3条有償移転、譲渡人　■■■■、住所　○○○○番、経営面積はご覧のとおりです。申請事由は所有権の移転、対価総額▲▲▲▲円。譲受人　□□□□、住所　●●●●番。権利取得後の経営面積は 570.5aです。資料 6 に地図を載せておりますのでご覧ください。<br>この案件につきましては、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、権利取得後において行う耕作など、事業に必要な農作業に従事すると見込まれます。したがって、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議の程、よろしくお願いします。 |
| 議長 | 番号1の補足説明を37番　小池委員お願いします。 |
| 37番 | 補足説明をいたします。場所は△△△△さん宅の裏手にあります。■■■■さんは高齢のため、近年十分な管理ができていないということで、□□□□さんに相談をされたそうです。双方合意の上での契約となったということでした。ご審議の程よろしくお願いします。 |
| 議長 | 補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。<br>質疑ございませんか。<br>(なしの声)<br>承認することに異議ございませんか。<br>(はいの声)<br>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。<br>挙手全員、よって議案第2号　番号1について承認することに決しました。<br><br>次に議案第3号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。 |
| 事務局 | 議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求める。令和7年5月26日提出。奥出雲町農業委員会会長。<br>農地中間管理機構　公益財団法人　しまね農業振興公社を介して行う、農地利用集積等促進計画案についてご説明いたします。 |

| | |
|---|---|
| 事務局 | 番号1から 3　賃借権の設定を受けるものは、有限会社■■■■です。番号1から3はこれまでは相対契約で有限会社■■■■としておられましたが、契約期間が切れたため、今回は中間管理機構を介しての契約となります。契約の法律が違うため新規となっておりますが、実質は更新です。<br>番号1　農地は○○○○が1筆、▲▲▲▲が4筆、面積合計が 7,624 ㎡、権利種別　機構法賃貸借、内容　新規、賃借権を設定する者　□□□□、住所　●●●●番。10a当たりの賃借料は玄米△△△△kg。利用目的は田。賃借期間は公告の翌日から、令和17年12月31日。賃借期間は10年。<br>賃借期間の書き方については、先月お話したとおり実際は10年と数か月ですが、公告日により月数が変わりますので、年までの記載としております。申請書もこのように書かれているので合わせています。番号2以降は、一部省略して読みます。<br><br>番号2　農地は■■■■地内1筆。面積は 2,452 ㎡、賃借権を設定する者　○○○○、住所　▲▲▲▲番。10a当たりの賃借料は玄米□□□□kg。以下、同じです。<br><br>番号3　農地は●●●●地内2筆、面積は合計 4,978 ㎡、賃借権を設定する者　△△△△、住所　■■■■番。10a当たりの賃借料は○○○○円。以下、同じです。<br><br>番号4から17　賃借権の設定を受ける者は、農事組合法人▲▲▲▲です。番号4から17は、これまでも旧円滑化で法人▲▲▲▲が耕作しておられました。旧円滑化で契約が切れたということで、今回は中間管理事業での契約になります。新規としておりますが、実質は更新です。農地は全て□□□□地内です。<br><br>番号4　8筆で、面積は合計で 6,873 ㎡、権利種別　機構法賃貸借、内容　新規、賃借権を設定する者　●●●●。△△△△在住。10a当たりの賃借料は■■■■円。利用目的は田。賃借期間は令和7年7月1日から令和17年12月31日。賃借期間は10年6ヵ月。<br>先程の■■■■の契約は賃借期間の開始日が広告の翌日となっておりましたが、▲▲▲▲は開始日を今年の7月1日としておられます。この開始日に関しては、中間管理事業の決まりの中で、公告の翌日としても日付を設定してもどちらでも良いとしておりますので、このような記載となっております。<br><br>番号5　以下は、議案書に記載のとおりです。実質更新のため、詳細の説明は省かせていただきます。なお、賃借権を設定する者が2段になっているのは、契約が賃貸借と使用貸借がある方で、賃貸借の方は、10aあたりの賃借料の中に数字が上がっております。<br><br>番号18　農地は○○○○地内3筆、面積は合計で 2,338 ㎡、権利種別　機構法使用貸借、内容　新規、賃借権を設定する者　▲▲▲▲、住所　□□□□番。賃借権の設定を受ける者●●●●、住所　△△△△番。賃借期間は公告日の翌日から令和12年12月31日まで。賃借期間は5年です。<br>以上の案件につきましては、貸借権の設定を受ける者について、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第5項第2号および第3号に規定する要件、<br>・耕作などの事業に供するべき農用地の全てを効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること。<br>・耕作などの事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。<br>の、要件を満たしているかどうか確認した上で、機構に本農業委員会の意見を提出するようになります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 |
| 議長 | 事務局説明が終わりました。続いて、番号1の補足説明を26番賀元委員お願いします。 |
| 26番 | 番号1の補足説明を26番賀元がいたします。<br>昨年まで耕作をしておられましたので、支障ないと認められます。ご審議の程よろしくお願い |

| | |
|---|---|
| 26番 | します。 |
| 議長 | 補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。<br>質疑ございませんか。<br>(なしの声)<br>承認することに異議ございませんか。<br>(はいの声)<br>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。<br>挙手全員、よって議案第３号　番号1について承認することに決しました。<br>続いて、番号2の補足説明を35番　浅野委員お願いします。 |
| 35番 | 番号2について、35番浅野が補足説明をいたします。<br>場所は■■■■地内で、国道 314 号沿いの圃場であります。この農地では、今まで設定を受けていた有限会社■■■■さんより稲の作付けをなされています。この度は、しまね振興公社を介しての申請であります。周辺の圃場もしっかり管理されておりますので、今後も促進計画に基づいて継続した農業生産活動ができるものとみなされます。ご審議の程よろしくお願いします。 |
| 議長 | 補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。<br>質疑ございませんか。<br>(なしの声)<br>承認することに異議ございませんか。<br>(はいの声)<br>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。<br>挙手全員、よって番号2について承認することに決しました。<br>続いて、番号3の補足説明を42番　松島委員お願いします。 |
| 42番 | 番号3について、42番　松島が補足説明をいたします。<br>この圃場は、〇〇〇〇に入る手前の左右の圃場で、前回も有限会社■■■■さんが耕作をされていて、今回は公社をとおしてされます。何ら問題はないと思われます。ご審議の程よろしくお願いします。 |
| 議長 | 補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。<br>質疑ございませんか。<br>(なしの声)<br>承認することに異議ございませんか。<br>(はいの声)<br>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。<br>挙手全員、よって番号3について承認することに決しました。<br>続いて、番号4の補足説明を15番　立石委員お願いします。 |
| 15番 | 番号4から17について、15番立石のほうから補足説明をさせていただきます。<br>この農地は、◇◇◇◇自治会にある農地であります。新規となっておりますが、従来から農事組合法人▲▲▲▲が耕作をしておられましたので、問題ないかと思われます。 |
| 議長 | 補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。質疑ございませんか。 |

| | |
|---|---|
| 14番 | 賃貸借と使用貸借で分かれているのは、土地の条件などがあって分かれているんですか。 |
| 15番 | 聞いておりますのは、土地の条件、耕作を組合員の方に委託をしているということで、こちらへ帰って来ることができない方、耕作ができない方は使用貸借となっていると聞いております。 |
| 14番 | はい、わかりました。 |
| 議長 | ほか、質疑はございませんか<br>(なしの声)<br>承認することに異議ございませんか。<br>(はいの声)<br>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。<br>挙手全員、よって番号4から17について承認することに決しました。<br>続いて、番号18の補足説明を1番　恩田委員お願いします。 |
| 1番 | 番号18について、番号1恩田が補足説明をいたします。<br>この圃場につきましては、▲▲▲▲さんの所有の田んぼでして、▲▲▲▲さんから●●●●さんへ耕作依頼があったそうです。同じ自治会内であるので、何ら問題はないと思われます。●●●●さんは、環境整備は特にきちんとされる方ですので、何ら問題はないと思われます。ご審議の程よろしくお願いします。 |
| 議長 | 補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。<br>質疑ございませんか。<br>(はいの声)<br>承認することに異議ございませんか。<br>(はいの声)<br>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。<br>挙手全員、よって番号18について承認することに決しました。<br><br>次に議案第4号、奥出雲農業振興地域整備計画の変更について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。 |
| 事務局 | 失礼します。農業振興課・農政係の吉川が説明させていただきます。<br>奥出雲農業振興地域整備計画変更理由書の資料をご覧ください。今回、除外と用途区分変更の2種類ございます。<br><br>除外についてご説明します。件数16件、筆数28筆。面積 16,288 ㎡。うち整理番号8番、11番、12番、15番が追認です。<br><br>番号1、土地の所在　△△△△番、地目は畑。面積132 ㎡、うち事業面積10㎡。土地の所有者/事業計画者ともに■■■■。除外の理由　墓地。<br><br>番号2、土地の所在　○○○○番、地目は畑。面積 234 ㎡。土地の所有者/事業計画者ともに▲▲▲▲。除外の理由　宅地。 |

| | |
|---|---|
| 事務局 | 番号3、土地の所在　□□□□番、外6筆あります。地目は田。面積は 320 ㎡ほか。土地の所有者　●●●●ほか2名、事業計画者　△△△△。除外の理由　残土処理場。以下の6筆につきましてはご覧ください。こちらは残土処理及び進入路という理由になっております。<br><br>番号4、土地の所在　■■■■番、地目は畑。面積819 ㎡、うち事業面積10㎡。土地の所有者○○○○、事業計画者　▲▲▲▲。除外の理由　墓地。<br><br>番号5、土地の所在　□□□□番、地目は田。面積876㎡、うち事業面積 200 ㎡。土地の所有者/事業計画者ともに●●●●。除外の理由　倉庫及び露天駐車場。<br><br>番号6、土地の所在　◇◇◇◇番、地目は田。面積 112 ㎡。土地の所有者　△△△△、事業計画者　■■■■。除外の理由　貯水槽及び通路。<br><br>番号7、土地の所在　○○○○番、地目は畑。面積 67 ㎡。うち事業面積 10 ㎡。土地の所有者/事業計画者ともに▲▲▲▲。除外の理由　墓地。<br><br>番号8、土地の所在　□□□□番、地目は田。面積59 ㎡。土地の所有者/事業計画者ともに●●●●。除外の理由　農作業場。<br><br>番号9、土地の所在　△△△△番、外3筆。地目は畑。面積 211 ㎡ほか。土地の所有者/事業計画者ともに■■■■。除外の理由　進入路及び駐車場。以下の筆につきましてはご覧ください。<br><br>番号10、土地の所在　○○○○番、地目は田。面積 3,391 ㎡。土地の所有者/事業計画者ともに▲▲▲▲。除外の理由　植林。<br><br>番号11、土地の所在　□□□□番、地目は田。面積 335 ㎡、うち事業面積 59 ㎡。土地の所有者/事業計画者ともに●●●●。除外の理由　宅地拡張。<br><br>番号12、土地の所在　△△△△番、外2筆。地目は田。面積 286 ㎡ほか。土地の所有者/事業計画者ともに■■■■。除外の理由　3筆とも露天駐車場。<br><br>番号13、土地の所在　○○○○番、地目は田。面積 839 ㎡、うち事業面積 10 ㎡。土地の所有者/事業計画者ともに▲▲▲▲。除外の理由　墓地。<br><br>番号14、土地の所在　□□□□番、地目は田。面積 231 ㎡。土地の所有者　●●●●、事業計画者　△△△△。除外の理由　露天駐車場。<br><br>番号15、土地の所在　■■■■番、外1筆。地目は畑。面積 315 ㎡ほか。土地の所有者/事業計画者ともに○○○○。除外の理由　その他1筆も進入路。<br><br>番号16、土地の所在　▲▲▲▲番、地目は畑。面積 1268 ㎡、うち事業面積 10 ㎡。土地の所有者/事業計画者　□□□□。除外の理由　墓地。<br><br>以上でございます。詳細については、位置図及び土地利用計画図を添付しております。<br><br>次に、用途区分変更についてご説明します。件数1件、筆数1筆。面積 524 ㎡、うち事業面積 16 ㎡。<br><br>番号1、土地の所在　●●●●番、地目は田。面積524 ㎡、うち事業面積16 ㎡。土地の所有者/事業計画者ともに△△△△。変更の理由　農業用施設用地。<br><br>以上でございます。詳細については、位置図及び土地利用計画図を添付しております。 |

| | |
|---|---|
| 事務局 | 除外と用途区分変更についてご審議の程よろしくお願いします。 |
| 議長 | 奥出雲農業振興地域整備計画の変更について事務局から説明がございました。<br>続いて質疑に入ります。ちょっと時間をとりたいと思います。<br><br>それでは質疑に入りたいと思いますがよろしゅうございますか。質疑ございませんか。 |
| 1番 | お尋ねします。3番の残土処理でございますが、ああして近年2度3度、残土捨て場で豪雨で甚大な被害がありました。そういうところではないですか。 |
| 事務局 | 場所が■■■■地区○○○○の集落と▲▲▲▲集落のちょうど境になりまして。谷川がございまして、下流には1軒住宅がございます。事業を行われる△△△△さんからの説明が地元の方へございまして、これから開発協議とか、下流に影響がないような対策を施すということで、具体的な詳細な設計はこれから、ということではございましたが、そのような対策を講じておよそ10年ぐらいの残土処理場をする、という規模のものを計画されております。下流への影響がないようにということで、地元からも要望されています。 |
| 1番 | 地元からの要望があったわけですか。 |
| 事務局 | あとはこれから地権者さんとの交渉をされるということで進んでおります。 |
| 1番 | 分かりました。 |
| 議長 | ほか、質疑ございませんか。<br>(なしの声)<br>承認することに異議ございませんか。<br>(はいの声)<br>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。<br>挙手全員、よって奥出雲農業振興地域整備計画の変更について承認することに決しました。<br>事務局、その他について何かございますでしょうか。 |
| 事務局 | (事務局より事務連絡)<br>① 中間管理事業の書類の受け渡し方法について<br>② 令和6年度農業委員会互助会会計決算について<br>③ 活動実績分報酬の支払通知書のお渡しについて<br>④ 四役会の開催について |
| 議長 | ありがとうございました。本日上程いたしました議案は以上でございます。<br>次回の総会は6月25日(水)9時から、横田庁舎3階大会議室で開催します。<br>以上で本日の総会を終わります。 |